

発議第9号

千葉県被災者生活再建支援制度検討委員会設置条例の制定について

千葉県被災者生活再建支援制度検討委員会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年11月27日提出

提出者	千葉県議会議員	吉田 直義
〃	〃	椛澤 洋平
〃	〃	佐々木友樹
〃	〃	盛田 眞弓
〃	〃	中村 公江
〃	〃	福永 洋
〃	〃	野本 信正

千葉県条例第 号

千葉県被災者生活再建支援制度検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、市の積立金及び寄附金を財源とする基金を設置して生活再建のための支援金を支給し、被災地域の早期の復旧復興を図るための制度（以下「被災者生活再建支援制度」という。）の創設に向けた検討を行うため、千葉県被災者生活再建支援制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、被災者生活再建支援制度の創設に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

千葉県被災者生活再建支援制度検討委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

発議第10号

千葉県精神保健福祉審議会設置条例の一部改正について

千葉県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年11月27日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 千葉県議会議員 | 吉田 直義 |
| 〃   | 〃       | 梶澤 洋平 |
| 〃   | 〃       | 佐々木友樹 |
| 〃   | 〃       | 盛田 眞弓 |
| 〃   | 〃       | 中村 公江 |
| 〃   | 〃       | 福永 洋  |
| 〃   | 〃       | 野本 信正 |

千葉県条例第 号

千葉県精神保健福祉審議会設置条例の一部を改正する条例  
千葉県精神保健福祉審議会設置条例（平成8年千葉県条例第16号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」  
を加える。

第2条第3項に次の1号を加える。

（4）法第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

千葉県精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員に、精神障害者を加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。